

西予市地域づくり活動センター市民検討委員会

検討事項 5

公民館がない地域への地域づくり
活動センターの設置について
(大野ヶ原、周木、下泊)

(案)

もくじ

- 1 公民館(施設)がない地域の取り扱い・・・・・・・・・・ 1
- 2 公民館(施設)がない地域のセンターの設置箇所・・・・・・・・ 1
- 3 公民館(施設)がない地域でセンター（拠点）を設置しない場合・・・ 1

1 公民館(施設)がない地域の取り扱い

地域づくり活動センター（以下、「センター」という。）の設置箇所は、既存の公共施設（公民館等）を活用することとして考えるが、旧小学校区には公民館(施設)がない地域もある。

それは野村町大野ヶ原、三瓶町周木と下泊となる。これら地域においては、それぞれ二つの旧小学校区を所管する広域の公民館がある。

※【資料 41】「西予市地域づくり組織位置図」参照

センター設置に関しては、これまで検討してきたセンターの機能（役割）を考えると住民の暮らしの充実や利便性の向上に直結するものと考えられるため、現在、地域づくり組織が活動している地域づくり組織の活動エリアにセンター（拠点）を設置することが望ましいと考える。ただ、それぞれの歴史的背景や地域の実情等を考慮し、当該活動エリアに設置しないことの検討も必要であると考える。まずは、地域住民により検討して頂き、その意見を基に「設置する」「設置しない」ことの判断をすることが望ましいと考える。

2 公民館(施設)がない地域のセンターの設置箇所

原則として、公の遊休施設を利活用することを第一条件として検討することが望ましいとするが、現在利用している公共施設との共同利用（複合機能施設）の検討も必要ではないかと考える。

3 公民館(施設)がない地域でセンター（拠点）を設置しない場合

地域の意向によりセンター（拠点）を設置しないと判断した場合であっても、人口減少問題に直面する地域を現場で支える仕組みは必要であり、次のとおり支援体制を整備することを提案したい。

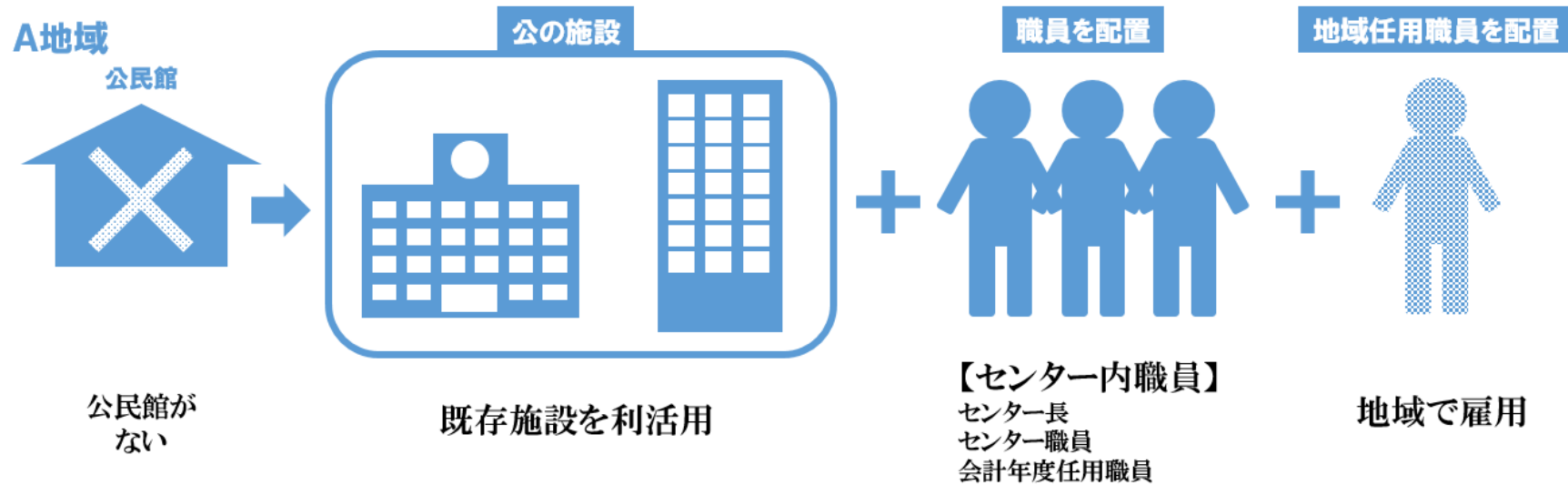
- ①センター（拠点）を設置しない場合においても、センター（組織）は隣接する地域のセンター内に置く。つまり、1つのセンター（拠点）を二つの組織が共同で利用する。
- ②地域任用職員は、それぞれの地域づくり組織が雇用し、その拠点は上記と同様とする。
- ③センター内の職員(センター長他)は、センターがない地域の支援業務を兼務（併任）する。

（公民館がない地域のセンター設置に関する委員の意見）

・大野ヶ原にぜひ設置されたほうがよいと考えます。大野ヶ原の自然条件、考え方は他と全然違いますし、地域づくりの問題点と課題点が他の地域とは断然異なる。大野ヶ原での活動は、大野ヶ原内で地域づくりされるほうが活性化につながると考えます。どうしても設置する方向で希望したい。

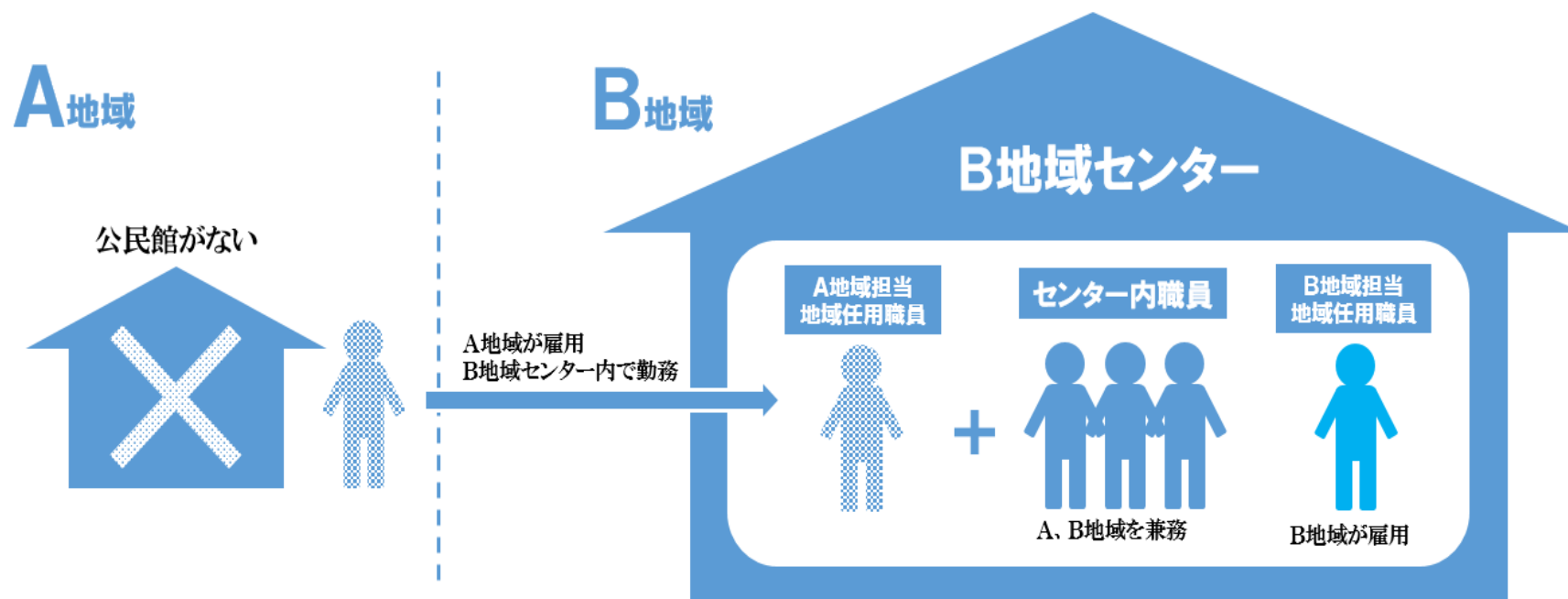
センター(拠点)を設置する場合

イメージ図



センター(拠点)を設置しない場合

イメージ図



A地域に建屋としてのセンター（拠点）を設置しない場合であっても、条例上におけるセンター（組織）は設置する。その拠点は、隣接地域Bのセンター内に置くものである。また、A地域にセンター（拠点）がなくともA地域を担当する地域任用職員をA地域の地域づくり組織が雇用し設置するものであり、その活動拠点はB地域センター内で従事するものである。センター職員（センター長、センター職員、会計年度任用職員）は、A及びB地域を担当する。